(二)　資本参加後に行う認定の申請（附則第一五条関係）

特別対象協同組織金融機関等（特定震災特例協同組織金融機関又は当該特定震災特例協同組織金融機関との合併等により信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者若しくは債務者となった協同組織金融機関）は、当該信託受益権等の買取りから一〇年を経過する日まで（延長可）に、主務大臣に対し、(三)「経営が改善した旨の認定」又は(四)「事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定」のいずれかを申請しなければならないこととした。

(三)　経営が改善した旨の認定（附則第一六条関係）

(1)　特別対象協同組織金融機関等が破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合には、当該特別対象協同組織金融機関等は、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画（以下「特別経営強化計画」という。）を主務大臣に提出して、協同組織中央金融機関と連名で、経営が改善した旨の認定を申請することができることとした。

イ　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等の方策

ロ　収益の見通し　等

(2)　主務大臣は、(1)の申請を受けたときは、次に該当する場合に限り、(1)の認定を行うことができることとした。

イ　計画に記載された方策の実施により中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること

ロ　信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合でないこと　等

(3)　特別対象協同組織金融機関等が(1)の認定を受けたときは、当該特別対象協同組織金融機関等又はこれに係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特例経営強化計画及び特定震災特例経営強化指導計画（協同組織中央金融機関が経営強化指導計画に代えて主務大臣に提出するもの）は、それぞれその効力を失うこととした。

(四)　事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定（附則第一七条関係）

(1)　特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合には、事業再構築（合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであって、経営の健全化のために行われるものをいう。）の内容及び資本整理の内容等を記載した書類を主務大臣に提出して、協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を申請することができることとした。

(2)　主務大臣は、(1)の申請を受けたときは、次に掲げる要件に該当する場合に限り、(1)の認定を行うことができることとした。

イ　事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること

ロ　資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の塡補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること　等

(五)　優先出資に係る特例等（附則第一一条第四項、第一二条～第一四条、第一九条関係）

(1)　協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、特定震災特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、優先出資法第四条第二項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととした。

(2)　特定震災特例協同組織金融機関が国の資本参加に係る優先出資を発行する場合における信用金庫法等に基づく総会等の決議等は、信用金庫法第四八条の三等の規定にかかわらず、出席した会員等の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって仮にすることができることとしたほか、所要の規定を整備することとした。

(3)　優先出資法第一五条第一項において、協同組織金融機関が行う自己優先出資の消却は配当可能な剰余金等をもって行うものとされているところ、国の資本参加に係る優先出資を消却する場合には、資本準備金を剰余金に振り替えたものをもって行うことができることとしたほか、所要の規定を整備することとした。

(4)　(四)の(1)の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等又は事業再構築の相手方となる金融機関等は、機構が、これらの金融機関間において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補塡するための契約を締結することを、機構に申し込むことができることとした。

(六)　優先出資の消却に必要な金銭の贈与（附則第一八条関係）

(四)の(1)の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等又は事業再構築の相手方となる金融機関は、資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が必要な金銭の贈与を行うことを、協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができることとした。

(七)　機構における勘定間の繰入れ（附則第二一条関係）

(1)　機構は、優先出資の消却に必要な金銭の贈与の実施により、一般勘定から支出された金額の範囲内に限り、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から一般勘定に繰り入れるものとすることとした。

(2)　機構は、(四)の(1)の認定に係る資本整理として、信託受益権等に係る優先出資について消却や清算による残余財産の分配が行われたことにより金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額の範囲内に限り、運営委員会の議決を経て、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができることとした。

(3)　機構は、(四)の(1)の認定に係る資本整理として、信託受益権等に係る優先出資について消却や清算による残余財産の分配が行われたことにより金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額から(2)により金融機能強化勘定に繰入れをした金額を控除した金額の範囲内に限り、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができることとした。

3　金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（第三条、第一五条、第二六条及び第三四条の二関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（第三条関係）

三　経過措置等

1　この法律の施行前に国の資本参加を受けた金融機関等が震災特例金融機関等である場合には、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項を緩和する等の特例を適用することができることとした。

2　震災特例金融機関等に係る登録免許税の特例を定めることとした。

3　所要の経過措置等を定めることとした。

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――